

平成23年度第3回芦屋市地域密着型サービス運営委員会 議事録

日 時	平成23年10月24日(月) 10:00~11:00
会 場	芦屋市役所北館2階第3会議室
出席者	委員長 長田 貴 委員 竹田 千里・船橋 久郎・信岡 史恵・山口 三七子・小林 正美・松矢 欣哲・進藤 昌子・安宅 桂子 事務局 保健福祉部高年福祉課 安達 昌宏・永井 喜章・木野 隆・奥村 享央・吉川 里香 廣瀬 香 地域福祉課 寺本 慎児・細井 洋海
会議の公表	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 部分公開 ＜非公開・部分公開とした場合の理由＞ 法人情報
傍聴者数	0人

1 議事

平成23年度芦屋市地域密着型サービス事業者の決定について

2 資料

資料1 平成23年度芦屋市地域密着型サービス事業者予定者について(資料1)
事業者参考資料

1 議事

平成23年度芦屋市地域密着型サービス事業者の決定について

平成23年度芦屋市地域密着型サービス事業者予定者について(資料1)

事業者参考資料

事務局より説明

(長田委員長)

前回までの内容を整理したものが資料1に記載されており、今回はこの付帯要件についてしっかりと確認を行い具体的に話しを進めていきたいと考えています。

(船橋委員)

近隣の自治会のかたとはお話しはされていますか。

(事務局 廣瀬)

本会での承認後、事業予定者として決定となりますので、直接住民のかたとのお話しはその後となります。決定後速やかに進めていくために準備はしております。

(長田委員長)

現時点でもある程度プランがあるはずなので、その辺りの確認をしておきたい。例えば隣接しているマンションのかたとは、防災訓練を合同で行っていくことについてや、マンション以外の近隣のかたへはどの様にお話ししをしていくのか。今後市と事業者で話を進めていく中で確認をしてほしい。

(松矢委員)

キャッシュフローの中の、現時点での預貯金額には借入分は含んでいませんか。

(事務局 廣瀬)

はい。まだ借入は行っておりませんので含んではおりません。

(小林委員)

地域住民との交流の中で食堂・医療設備の利用というのはどのように考えられていますか。

(事務局 廣瀬)

当初の計画の中にはございませんが、1階スペースが広くあり、周辺に個人の病院が少ないので、今後診療所などをその場所で開いてもらえたら、周辺のかたにもご利用いただくことが出来るかと考えておられます。食堂についても出来れば時間を制限せずに周辺のかたに利用していただけたらとのことです。

(小林委員)

医師法の関係でハードルが高いとは思われますが、1階にクリニックがあれば安心だと思います。

(小林委員)

職員配置の中で機能訓練指導員の配置はどうなっていますか。

(事務局 廣瀬)

看護職員が機能訓練指導員を兼務します。

(進藤委員)

基本方針の中に、認知症のかたを積極的に受け入れるとありますが、どれ位の割合で受け入れるのですか。

(事務局 廣瀬)

認知症のかたの受け入れに制限はありませんので、認知症状が重いからと言って受け入れをしないということはありません。

(進藤委員)

認知症のかたの様子は様々で、行動できるかたはどんどん動かれます。鍵をかけて部屋に閉じ込めることはできませんし対応は難しいと思います。

(安宅委員)

前回の委員会において、職員のかたは他の施設で研修されるということでしたが。

(事務局 廣瀬)

6ヶ月程度介護老人福祉施設など他の施設の実際の現場で研修を積まれる予定です。

(長田委員長)

職員配置の中で、今回は現在の障がいの施設から職員を配置するとお話しされましたが、特性の違いを明確に理解しようということで、介護の経験がある職員も採用を行っていかれるようです。

(安宅委員)

栄養士・調理員はどうなりますか。

(事務局 廣瀬)

実際の調理は委託というかたちですが、栄養士は介護老人福祉施設には1人の配置が必要であり、前回の委員会で栄養士は施設職員というお話しをされていました。

(山口委員)

住民説明の中で近隣の訪問介護事業所とタイアップを行いたいとありますが、市内には他にも訪問介護事業所があるので、他の事業所も自由に選べるように抱え込みにならないようにしていただきたい。1事業所に偏る事は良い面もあれば悪い面もあると思われま

(長田委員長)

現在制度改正が予定され、施設にとっては今後の事業展開を想定し新たな制度に向けてどのように計画しているのか、その辺をお聞きしたいのですが。

(事務局 永井)

来年度からの計画に複合型事業として、地域密着型サービス事業と訪問看護を合わせた施設を創設することになっておりますが、現時点では市内事業所へは直接意向を調査していません。代表者のかたへは、ある程度お話しはさせていただいておりますが、今後についてはまだ正式にはお話ししていません。ニーズがどれだけあるか、事業所がどう考えているかを聞いて計画に盛り込んで行きたい。

(長田委員長)

事業所が制度改正についてどうしようと考えているのかは大事な事ですので、確認の必要があります。

(長田委員長)

職員配置の中で生活相談員の採用予定とあるのは、特養ですか。

(事務局 廣瀬)

はい。特養は生活相談員と施設ケアマネである介護支援専門員とが兼務になっていきます。兼務は可能ではありますが、前回の委員会で兼務は厳しいのではないかというご意見がありましたので非常勤としてですが人員のプラスを検討されています。

(長田委員長)

生活相談員と介護支援専門員の兼務について、実際に事業所がそれぞれにどのような役割をイメージして配置を考えているのか。考えようによれば兼務のほうが仕事がしやすいのか、しかし実際には勤務量は多すぎはしないか、具体的にどう判断をしたうえでこういう配置にしているかその内容を聞きたい。

(小林委員)

生活相談員の実人員は何人ですか。

(事務局 廣瀬)

3人です。

(小林委員)

利用者の数にもよると思うのですが、29人ですので、定着すれば兼務は可能であると思われま。ただし、当初は29人の入居の相談をする方に非常に労力がかかり、入居後のケアプランも平行して作らなければならない。それだけの対応能力がその職員にあればいいが。

(事務局 廣瀬)

当初の入居相談の段階では、業務量を考慮し生活相談員の配置を考えてもらいます。

(山口委員)

地域密着型ですが特養なので、入居申し込みは殺到するではないでしょうか。

(事務局 廣瀬)

一般型の特養は、非常に待機が多いので、募集を始めれば非常に問い合わせがあると思われま。

(長田委員長)

業務に支障がなくというより、効果的な利用者支援が行われることが一番のポイントだと思いま。

施設によっては、生活相談員や施設ケアマネが実際のところどれだけ業務をきちんとこなしているか、基本的な枠の中できちんと出来ているのかどうか様々だとは思いま。ですけれども初めだからこそ余計にきっちり出来るはずなので、その辺の考え方を職員一

人ひとりが持っているのか、それを踏まえての人員配置および兼務なのか、先ほどの今後の新たな計画も含めて確認をしていって欲しい。

今後、付帯要件の確認など継続性のあるやりとりを続けていくこととなります。

しっかりと見据えていくことを前提として承認するということよろしいでしょうか。（全委員承認）

2 その他

次回開催について

（事務局）

今回は年度内にもう1度開催を予定しておりますが、詳細決定後にご案内をさせていただきます。

（長田委員長）

それでは、本日の会議は閉会いたします。

以 上